

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年松江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の</u></p>

<p><u>175</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 12 月 25 日（以下「施行日」という。）から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正前の松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、令和 7 年 12 月 1 日から施行日の前日までに支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。